

平成20年度第1回向日市個人情報保護審議会 会議録

- ・日 時：平成20年8月20日（水）午前10時から午前11時30分まで
- ・場 所：向日市民会館第1会議室（4F）
- ・出席者：（委 員）大田会長、野田委員、酒井委員、高松委員、大秦委員
（事務局）上田市民生活部長、河合市民生活部次長、物部市民参画課長、
野田市民参画課主幹、長谷川市民参画課主任、天野市民参画課主査
（説明員）小賀野選挙管理委員会書記、永井選挙管理委員会書記、
美馬市民課長、栗山医療保険課長、大原医療保険課給付係長、
中島健康推進課長、田中健康推進課課長補佐
- ・傍聴者：なし
- ・議 事：
 - （1）「向日市個人情報保護審議会の会議の公開に関する要綱」及び「向日市個人情報保護審議会傍聴要領」の策定について
 - （2）諮問事項1
裁判員制度実施に伴い、裁判員候補者名簿及び検察審査会候補者予定者名簿に本籍地を付加して京都地方裁判所等に外部提供すること及び本人通知を省略することについて
 - （3）諮問事項2
特定健康診査等データ管理システム運用時に、受診対象者を確定させるため除外者入力を行う際に、介護施設入所者情報等の個人情報を目的外利用すること及び外部提供を行うこと並びに本人通知を省略することについて
 - （4）諮問事項3
生活保護等健康診査事務実施に伴う個人情報の目的外利用及び本人通知の省略について

議事（要約）

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 委員紹介・事務局紹介・説明員（担当課職員）紹介

4 議事(1)「向日市個人情報保護審議会の会議の公開に関する要綱」及び「向日市個人情報保護審議会傍聴要領」の策定について

～事務局説明～(長谷川)

平成20年4月1日から「向日市審議会等の会議の公開に関する指針」を施行した。この指針は、審議会等の会議に関し、市民の市政に対する理解と信頼を深め、より一層開かれた市政を推進することを目的に策定したもので、指針においては、公開するか否かについて当審議会等が決定するものとなっている。従って、この指針の趣旨を踏まえて、本審議会に係る会議の公開、非公開の決定手続きや公開の方法等について、これといった取り決めがなかったことから、今回、市の方で定めた「会議の公開に関する指針」に基づき、当審議会としての要綱を整備しようとするものである。

要点を説明すると、第2条では、本審議会では複数の議案を審議することがあるため、向日市情報公開条例第6条各号のいずれかに該当する情報(つまり、個人情報等公にすることができない情報)を含む事項について審議するなど非公開とすべき議案があった場合は、会議全体を非公開とするのではなく、その議案だけを非公開とする旨を規定している。

第5条では、傍聴者の定員は10名とし、会場の都合により増減することができることとしている。

第6条では、傍聴に関し必要な事項は、傍聴要領で定めることとしている。

第7条では、審議会の開催に関する情報を事前に市民に周知するよう定めており、第9条では、会議を公開した場合は、その要旨をまとめた会議録を市民が閲覧できるように努めることとしている。

なお、施行期日は本日8月20日としている。

続いて、「向日市個人情報保護審議会傍聴要領」については、「2 傍聴の手続」で、傍聴希望者は、会議開催の10分前までに受付票に記入し、許可を受けた者に許可証を交付することとしている。

「3 傍聴を許可しない者」では、傍聴者の入場の条件として、酒気を帯びている者や、のぼり・旗などの示威のために利用するものを携帯している者などについては、傍聴を許可しないこととしている。

「4 傍聴者の守るべき事項」では、傍聴者の遵守事項を定めており、会議の秩序を維持するため、「5 違反者に対する措置」において、この要領に従わないものは、会場から退場させることを規定している。

なお、この要領の施行期日も本日付けとしている。

～質疑～

(会長) 指針の第4条で審議会の公開・非公開を会議の会長が決めることになっている。

(委員) 施行は本日付けとなっているが、今日、傍聴人があった場合は、どのように取扱うつもりだったのか。

(事務局：物部) この審議が終了し、公開すると決まった時点で傍聴してもらう予定であった。

(会長) 原則、公開であるが、個人情報が含まれている場合は公開できない場合もある。では、この案件について採決する。ただいまの案件を原案どおり 可決することに異議はないか。

(委員) 異議なし

(会長) 異議ないものと認める。よって案件は原案どおり可決された。

この要綱及び要領の施行日は、本日である。本日の議題内容については、非公開とすべき情報は含まれていない。よって、本日の会議を公開することとしたいが良いか。

(委員) 異議なし

5 議事 2 (諮問事項 1)

「 裁判員制度実施に伴い、裁判員候補者名簿及び検察審査会候補者予定者名簿に本籍地を付加して京都地方裁判所等に外部提供すること及び本人通知を省略することについて」

～事務局説明～ (長谷川)

平成 21 年度から、国民の司法参加の実現を目的とした制度が始まる。これにより、9 月から裁判員予定候補者の抽出作業が裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に基づいて始まる。市は、この予定候補者を選挙人名簿から抽出し、京都地方裁判所に送付しなければならない。この際、選挙人名簿には本籍の記載がないため、抽出された対象者に本籍を付して提供する。この提供に関する根拠法は裁判員の参加する刑事裁判に関する規則第 10 条で「名簿に付して本籍を回答するよう求めることができる」という規定になっている。この本籍情報は、裁判所が欠格事由を照会するための資料となる。

なお、本籍地などの住民票記載内容については、「国等の機関から法令で定める事務の遂行のために必要であると請求があれば、交付することができる」という規定が住民基本台帳法第 12 条第 2 項にある。

従って、提供を行う本籍地という個人情報については、実施機関以外のものへの提供に該当することになる。また、このことについての本人への通知も省略をすることから、個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号及び同条第 2 項の規定に基づいて審議会に諮問する。

条例の施行時に審議会において事務の内容を類型化して整理したが、今回の裁判員制度

の類型としては、 の「他の行政機関又は公共的団体と連絡、調整、協議するにあたって個人情報目的外利用等を行う場合」に該当すると考える。

なお、検察審査会選出に係る検察審査員候補者予定者名簿にも、裁判員制度と同様の情報が必要となるため、同時に諮問する。

～裁判員制度についての説明～（小賀野）

裁判員制度とは抽選で選ばれた国民が刑事事件に参加するという制度である。国民の理解を深め、司法に対する信頼を高める趣旨である。対象となるのは、死刑や無期懲役刑などの重大犯罪の第1審の刑事訴訟裁判である。裁判官3人と裁判員6人で審議を行う。裁判員の資格は、衆議院議員の選挙権を有する国民である。ただし、義務教育を修了していない者や禁固刑にある者、一定の公務員、警察官、法曹関係者は裁判員にはなれない。選任手続は、今年の秋から始まる。まず人数が裁判所から通知され、市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで候補予定者を選出し、予定者名簿を作成する。その際に予定者名簿とともに、選出された人の氏名、住所、生年月日も地方裁判所に送付する。地方裁判所は候補者名簿を作成し、選出された人に通知し、同時に調査票も送付する。この時点で、大雑把な参加可能・不可能を調査する。兼職禁止や高齢者であるかなども考慮する。事件が起きたら裁判所でくじを行い、回答期日を付した質問状と呼び出し状を付して本人に選出の旨の通知を行う。その際、事前に裁判所で調査を行い、調査で欠格事項にあたった人には呼び出し状がいかない。この調査のために本籍地が必要となる。その後の裁判所での選任手続を経た後に、裁判が行われる。

検察審査会の審査員選出手続については、従来から事務としてあり、選挙管理委員会できくじをして名簿を送付していた。裁判員制度と同様の欠格事項もあり、選挙管理委員会できくじで選ばれた方に、そういった事項を文書で本人に確認して送付していた。裁判員制度発足にあたり、裁判員選出と事務手続が類似しているため、市町村選挙管理委員会の事務の軽減も含めて検察審査会法が改正され、裁判員制度とほぼ同じ手続に変更になった。裁判員制度と同様、法律には「回答を求めることができる」となっているため、今回、同時に諮問を行った。

～質疑～

（委員）本籍地の照会を受けて回答を行うという理解で良いか？

（選挙管理委員会：小賀野）そのとおり。どういう形で照会がくるのかは決まっていない。

（委員）照会を受けて初めて回答する義務が生じる。照会がなければ回答してはいけない。

（選挙管理委員会：小賀野）照会がなければ、回答するつもりはない。

（会長）本籍地が必要なのは犯歴を検察で調べるため。ただ、名簿を出す段階から本籍地をつけるよう裁判所がいつてくる可能性が高い。2回目のくじで選ばれない人、

つまり、結果的に不要な人の本籍地まで出さなくてはならない。実務上の効率から仕方ないという判断であるが、それで良いのかどうかということを審議する必要がある。裁判所が扱うため、信頼できないとは言えないが...

(委員)そこは決まっているのか？

(会長)決まってはいるが、「できる」という規定に基づいて、きっと裁判所は照会してくるであろうということ。

(選挙管理委員会：小賀野)裁判所は、2度目のくじで呼び出し状を送付するのを、裁判の6週間前と想定している。くじで決まってから市町村に本籍地を照会すると、事務的に間に合わないので、当初に照会するということである。

(委員)照会はもうあったのか？

(選挙管理委員会：小賀野)いいえ、まだない。

(委員)本籍地で何が分かるのか？

(選挙管理委員会：小賀野)犯歴の照会に使われる。

(委員)法律内の「出頭する」「呼び出す」という表現が気になる。

(選挙管理委員会：小賀野)法律でそのような表記を採用しているため、従った。

(委員)報道で、「お知らせ」というような言葉を使って送付するときいたことがある。

(委員)照会があって回答するなら、類型は、個人情報目的外利用及び外部提供をすることができる場合についての事務の「国、地方公共団体、公共的団体等が、法令等に基づく事務の施行に当たり、その職務を遂行する上で行う依頼、照会等に対して回答、報告する場合」に該当すると思われるが？

(委員)法令等に基づくと解釈しても良いのでは？

(委員)類型が良い。

(委員)照会を受けた場合、法令上の回答の義務があるのか？

(選挙管理委員会：小賀野)「できる」規定なので義務があるとまではいえない。そのあたりの解釈が微妙なため、諮問した。

(事務局：物部)本市条例では、「できる」規定は審議会に諮問しなくてはならないことになっている。類型がどこにあてはまるかも、審議会の審議に任せている。

(会長)法令上は、必ずしも回答しなければならないと明確にされていない。

(委員)必要ならば法律でそう明記しておくべきでは？

(委員)しかし、裁判所に照会する権限を与えているので、回答する義務が発生すると解釈するのが妥当では。類型は適切。

(会長)では、類型に変更する。よろしいか？

(委員)異議なし。

(会長)では、事務局が「答申書案」を作成・送付し、了解ののち、正式な「答申書」とする。

6（議事2）諮問事項2

「特定健康診査等データ管理システム運用時に、受診対象者を確定させるため除外者入力を行う際に、介護施設入所者情報等の個人情報をも目的外利用すること及び外部提供を行うこと並びに本人通知を省略することについて」

～事務局説明～（長谷川）

平成18年の医療制度改革において、平成20年4月から、健康保険組合、国民健康保険など各医療保険者は、40歳から74歳の加入者を対象としたメタボリックシンドロームに着目した健康診査（特定健康診査）および保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられることになった。

本市が実施する特定健診については、健診業務を京都府医師会及び乙訓医師会に委託し、本年9月から実施する。

健診対象者には受診券（健診を受診するための利用券）を発行するが、受診券の作成業務については、京都府国民健康保険団体連合会に業務を委託している。

受診券発行の準備作業として、受診対象者を確定するために特定健康診査等データ管理システムを使用して除外者の入力を行うが、その業務を行う際に介護施設入所者情報や妊産婦情報の個人情報について、市が本来収集した目的以外の目的に利用することとなるとともに、実施機関以外のものへの提供にも該当することになる。

また、このことについての本人への通知も省略することから、個人情報保護条例第9条第1項第5号及び同条第2項の規定に基づいて審議会に諮問する。

条例の施行時に審議会において事務の内容を類型化したうえで当時説明したが、今回の特定健康診査事務の類型としては、の「他の行政機関又は公共的団体と連絡、調整、協議するにあたって個人情報の目的外利用等を行う場合」に該当すると考える。

～特定健診・健康診査制度についての説明～（大原）

特定健診は、昨年度までは満30歳以上の市民を対象として市町村の衛生担当課で行っていた基本健康診査を各保険者で行うようになったもので、年度末年齢40歳から74歳の医療保険に加入されている人、つまり向日市としては国民健康保険に入っている人が対象となる。40歳未満の人はこれまでどおり市の衛生担当課で健診を行い、75歳以上の人は後期高齢者医療で行う。74歳以下の無保険者は、別途市で健診を行うこととなる。社会保険等加入者のうち、被扶養者はこれまで市の健診の対象者だったが、今年からは加入している社会保険で健診を受けることになる。

特定健診を実施する際に、妊産婦、刑務所収容者、海外居住者、病院や介護施設に長期

入院・入所されている方については、除外対象者として法律で定められている。そのうち、妊産婦と長期入所者についての情報を目的外使用するため、今回諮問した。

特定健診の内容について説明すると、昨年までは、病気の早期発見早期治療を主たる目的に健診を行っていたが、特定健診は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型症候群）に着目した健診である。高血圧症や脂質異常症などの生活習慣病の予防を図ることを目的としており、内臓脂肪は適度の運動やバランスのとれた食事によって比較的簡単に減らすことができるものなので、そういった方を予備軍の段階で抽出し、指導を行うことによって、最終的には医療費の削減につなげようとするものである。

事務の流れについて説明すると、本市については、乙訓医師会等に業務を委託して行う。健診対象者は、乙訓医師会に所属している72の実施医療機関に、市から送付した受診券を持参して健診を受診する。この受診券の発行（印刷）については、本市においては京都府の国保連に業務を委託している。受診券の発行のために受診対象者を確定する際には、市と国保連との間で結ばれているデータ管理システムに、市の端末からアクセスして、健診除外対象者を入力する必要がある。健診除外対象者というのが、妊産婦や長期入所者のことで、これが個人情報目的外利用及び外部提供にあたるということである。

実施医療機関で受診された後の流れについては、医療機関から受診票と受診券が京都府医師会に送られる。そちらで電子データ化され、市に電子媒体（MO等）で送付される。同じものは国保連にも送られ、内容を確認し、健診費用を各医療機関へ支払う。市へも月毎にまとめて請求がくる。

実施計画について説明すると、実施計画は、市の具体的な実施方法と目標年次における目標数値を決定したものである。平成20年度から24年度までの5ヵ年計画で、目標値は、特定健康診査の実施率、特定保健指導の実施率、そしてメタボリックシンドローム該当者の減少率の3つが設定されている。最終的に24年度分がその目標値となっているが、目標値は各医療保険者の種類によって異なっている。例えば、社会保険ならば、加入者が従業員ということから高い実施率が予想されるため85%、市町村国保全てについては、加入者が多岐にわたることから低めの実施率が予想されるため65%となっている。実施率が達成できなかった場合は、ペナルティとして、負担している後期高齢者支援金が増加することになる。達成した際の減算とあわせ、プラスマイナスで最高20%の差が生じ、本市において後期高齢者支援金は5億円であるので、ざっと4億5千万円から5億5千万円の間で最高1億円位の違いが生じると予想される。実施率の分母は国保加入者全員であり、分子は健診受診者数となるため、今回の除外対象者については、分母の加入者から引くことによって、実施率が上がることになる。

このように負担金の加算減算に影響するため、個人情報を目的外利用された個人の方には直接メリットがあるとはいえないが、市及び市の国保加入者全ての方のメリットとなるため、この除外者入力の作業は重要であると考えており、今回諮問した次第である。

～ 質疑 ～

(委員) 除外する施設というのは、具体的には？

(医療保険課：大原) 特別養護老人ホームや老人保健施設で、老人保健施設は、病院で入院していた方が完全に治療が終わってなくて、すぐに在宅へ戻られるのがしんどいというような場合に3ヶ月程度入られる施設である。長期入院型医療施設というのにも該当し、この近辺では双ヶ丘病院及び東山サナトリウムなどが対象となる。

(委員) この方々は、従来の基本健診は受けられていないのか？

(医療保険課：大原) 実質上、受診されていないと思われる。基本健診の対象としては全市民となっていたが、昨年までの健診は義務付けられていたものではなかったため、こちらから受診券を発送するようなことは行っておらず、希望者が直接医療期間に来て受診するという方式だった。

(委員) 向日市が行うべき健診は向日市の国保加入者が対象であり、向日市の国保加入者情報は京都府の国保連が全て把握している。国保連が持っている情報から40歳以上は抽出できるが、妊産婦と介護保険施設等に入っている人はわからない。妊産婦については、母子保健を行っているので知っている。介護保険は、介護保険の保険者として加入者の管理を行っているのを知っている。では、この除外者を連合会に知らせるといのは、法令上義務付けられた作業ではないのか？

(医療保険課：大原) 除外者については法令では定められているが、除外者を抜く作業については、必ずしも絶対にすべき作業とはされていない。小さい市町村では対象者の数も少なく把握はたやすいが、政令指定都市などでは対象者も多く、それらを完全に把握することは難しいので、そういった作業をしない市もでてくると思う。

(委員) 除外対象者は、別に受診してもかまわない人たちなのか？

(医療保険課：大原) 間違っ除外入力されずに受診券が送られてしまい受診された場合は、対象者として把握することになる。

(委員) では、結局のところ、負担金にからんで分母を小さくし、実施率を上げることがメリットなのか？

(医療保険課：大原) そのとおり。

(委員) 法令に「除くことができる」となっているため、市長の判断で除くということか？

(医療保険課：大原) そのとおり。「できる」というあいまいな規定になっている理由には、他にも刑務所入所者や海外居住者など「除くことができる」と規定された項目があるのだが、本人からの申し出以外、市町村では積極的に情報を集めても把握できないからではないかと考える。

(委員) 受けられない若しくは除外するというような広報は行うのか？

(医療保険課：大原) 行う。

(委員) 4月以降の人間ドック受診者等も受診できないのか？

(医療保険課：大原) 人間ドックの中に特定健診の検査項目も含まれるので、その年の特定健診を受けたことになる。

(委員) それも除外入力されるのか？

(医療保険課：大原) 健診対象者のため、分母からの除外はできない。逆に、受診済みの分子に加えることになるため、受診券を発行しない理由になる。従って、諮問の除外入力とは異なる。

(委員) 障害者支援施設に入っている人も受けられないのか？

(医療保険課：大原) そのとおり。介護保険施設入所者等のところに該当するため、そういった方も把握できれば除外する。除外対象者を規定した厚生労働省告示第3号の第6項の「高齢者の医療の確保に関する法第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設に入所又は入居している者」のうち、第2号に障害者支援施設が該当し、除外できるということになる。実際、障害者支援施設は市外にあるため、入所者が受診されるのは困難と思われる。

(委員) 提供する情報は、氏名だけか？

(医療保険課：大原) 氏名、生年月日、国保記号番号、住所を提供する。

(委員) 個人を特定する最低限の情報ということか？

(医療保険課：大原) そのとおり。また、国保連のシステムにアクセスし、記号番号を打ち込むと、個人の情報が表示される。そこに除外対象者をチェックする項目があり、その項目にチェックを入れることにより除外対象者となり、受診券は発行されない。そういった入力をしたいということである。

(委員) こちらからデータを送るというよりも、むこうがデータを持っているわけか？

(医療保険課：大原) 国保連に医療の費用決済を委託しているため、もともと資格喪失等のデータを毎月渡している。そこから必要なデータを抽出して、特定健診用のデータとして管理している。

(委員) では、もともとデータを持っていて、こちらから氏名情報等を送るというものではないと考えて良いか？

(医療保険課：大原) そのとおり。

(会長) 事務の種類としては に該当するというので、目的外利用及び外部提供を行うということによろしいか？

(委員) 異議なし。

(会長) では、事務局が「答申書案」を作成・送付し、了解ののち、正式な「答申書」とする。

7（議事3）諮問事項3

「生活保護等健康診査事務実施に伴う個人情報の目的外利用及び本人通知の省略について」

～事務局説明～（長谷川）

さきほどの諮問事項2でもご説明したとおり、平成18年の医療制度改革において、健康診査の再編が行われた。昨年度まで実施してきた40歳以上の市民を対象とする老人保健法による「基本健康診査」は廃止され、平成20年4月から、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、健康診査の実施は各医療保険者に義務付けられた。

これに伴い、40歳～74歳の国民健康保険加入者に対する「特定健康診査」、75歳以上の後期高齢者医療被保険者に対する「長寿（後期高齢者）健康診査」を実施し、本市では、各対象者には受診券及び受診票を個別通知することになっている。さらに、それらの制度の対象外となる市民、主に生活保護受給者などが対象になるが、このような対象外の方にも、本市においては、健康増進法に基づいて健康診査を（本市では「生活保護等健康診査」という）を行うこととした。

本市が実施する「生活保護等健康診査」については、健診業務を京都府医師会及び乙訓医師会に委託し、本年9月から実施する。

健診対象者には、原則、事前に申し出てもらって、受診票（健診を受診するための利用券）を発行することとしているが、対象者が特定できる生活保護受給者については、個別に案内通知を行うことにより、健診を活用した健康づくりを積極的に勧奨できると考えている。

健診対象者を確定し、本人に通知を送るためには、生活保護受給者情報が必要で、これは、市が本来収集した目的以外の目的に利用することになる。また、このことについての本人への通知も省略することから、個人情報保護条例第9条第1項第5号及び同条第2項の規定に基づいて、審議会に諮問するものである。

条例の施行時に審議会において事務の内容を類型化したうえで当時説明したが、今回の生活保護等健康診査事務の類型としては、「個人の生命、身体、財産等の安全を守るために、実施機関、他の行政機関等に個人情報の目的外利用等を行う場合」に該当すると考える。

～生活保護等健康診査制度についての説明～（田中）

特定健康診査は、40歳から74歳までの方を対象に実施する。長寿（後期高齢者）健康診査は、75歳以上の後期高齢者医療対象者に実施する。生活保護等健康診査は、どこにも該当されない方、主に生活保護受給者となるが、そういった方を対象として健康増進法に基

づいて健診を実施するものである。

事務の流れは、健診については特定健診に準じるが、費用決済については国保連を通さず、京都府医師会等で階層化等を行い、市へ直接、報告や請求が行われる。受診者へは、個別の案内通知を市から行うが、その際、生活保護受給者情報のうち、氏名、住所、生年月日、性別といった基本的な情報が必要で、市の保護担当課から得ることになるため、今回諮問した。

～ 質疑 ～

(委員) 生活保護等健康診査は、健康増進法17条第1項の中の「これらに付随する業務」にあたるのか？それとも第19条の2にある「厚生労働省令で定められているもの」にあたるのか？。

(健康推進課：田中) 「厚生労働省令で定められているもの」にあたる。

(会長) 他には根拠にあたるものはないのか？

(医療保険課：大原) これのみである。特定健診は法律上義務付けられているものであるが、衛生部門で行う健診には義務付けはなく、努力規定となっている。

(会長) この場合の類型は、 に該当するということで、公益性もあるということで目的外利用しても良いということで良いか？

(委員) 異議なし。

(会長) では、事務局が「答申書案」を作成・送付し、了解ののち、正式な「答申書」とする。

8 その他 意見・連絡事項なし

9 閉会